

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

選挙管理委員会

○宮城県議会議員一般選挙の期日等	一
○同時選挙の期日	一
○同時選挙における投票及び開票の順序	一
○宮城県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者	二
○宮城県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時	二
○宮城県議会議員一般選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額	三
○直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件)	三
○開票事務と選挙会事務とを併せて行わないこと	四
○宮城県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(二十三件)	四
○宮城県議会議員一般選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(二十三件)	七

ページ

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、宮城県議会議員の任期満了による選挙の期日及び各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりである。

平成二十七年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 選挙期日 平成二十七年十月二十五日

二 宮城県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙区	選挙すべき議員の数
青葉	七人	岩沼	一人
宮城野	四人	登米	二人
若林	三人	栗原	二人
太白	五人	東松島	一人
泉	五人	大崎	四人
石巻・牡鹿	五人	柴田	二人
塩釜	二人	亘理	一人
気仙沼・本吉	三人	宮城	一人
白石・刈田	二人	黒川	二人
名取	二人	加美	一人
角田・伊具	一人	遠田	一人
多賀城・七ヶ浜	二人		

○宮選管告示第百二十一号

牡鹿郡女川町の町長選挙及び牡鹿郡女川町の議会議員一般選挙は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

○宮選管告示第百二十二号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙、女川町議会議員一般選挙及び女川町長

選挙の投票及び開票の順序は次のとおりとする。

平成二十七年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 投票の順序

- 1 宮城県議会議員一般選挙
- 2 女川町議会議員一般選挙
- 3 女川町長選挙

二 開票の順序

- 1 女川町議会議員一般選挙
- 2 女川町長選挙
- 3 宮城県議会議員一般選挙

○宮選管告示第百二十三号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十七年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

選挙区名	住所	氏名	住所	氏名
青 葉	仙台市泉区松森字明神二二番地の三六	菅原慶弘	仙台市泉区紫山三丁目三番地の二一	古川睦美
宮 城 野	名取市美田園四丁目三番地の五	阿部義弘	仙台市青葉区落合六丁目二〇番地の一	大久保克敏
若 林	黒川郡大郷町大松沢字石塚八番地の三	木村好紀	仙台市宮城野区新田二丁目一七番三〇号	佐藤善明
太 白	仙台市泉区松森字明神二二番地の三六	菅原慶弘	仙台市泉区紫山三丁目三番地の二一	古川睦美
泉	黒川郡富谷町成田三丁目二一番地九	奥山満男	仙台市泉区将監一三三丁目二番四号	及川洋一
牡鹿・石巻	黒川郡富谷町上桜木一丁目一八番地一〇	春日一良	仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目四二番一	佐藤天星
塩 釜	黒川郡富谷町明石台五丁目三五番地一四	鈴木浩司	塩竈市松陽台三丁目一七番一四号	遠藤康治

気仙沼市唐桑町中八三番地	吉田信三	気仙沼市東新城三丁目九番地	菅原舞
白石市青葉区五橋二丁目五番三	馬場正幸	白石市郡山字鹿野四〇番地三	高原佳明
仙台市太白区長町二丁目三番二六	大槻基	仙台市青葉区八幡二丁目一五番二五号	阿部潤一朗
仙台市泉区旭ヶ丘堤一丁目一番三三	鈴木晃一	伊具郡丸森町字大畑三九番地	菅野義和
黒川郡富谷町明石台五丁目三五番地一四	鈴木浩司	塩竈市松陽台三丁目一七番一四号	遠藤康治
仙台市泉区明石南五丁目七番地の二	菅野勝巳	柴田郡大河原町字町六八番地	鈴木正弘
黒川郡富谷町上桜木一丁目一八番地一〇	春日一良	仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目四二番一	佐藤天星
黒川郡富谷町上桜木一丁目一八番地一〇	春日一良	黒川郡富谷町ひより台一丁目一五番地一一	佐藤真二
大崎市宮城野区宮千代三丁目七番地の二	三浦昭市	大崎市古川中里五丁目四番二〇	千葉秀子
巨理郡巨理町逢隈牛袋字館内九一番地二	太田匡美	仙台市青葉区堤町二丁目一二番七号	牛袋利之
仙台市泉区山の寺二丁目二五番一二号	大村広興	仙台市泉区歩坂町三六番二二号	遠藤香
黒川郡富谷町明石台五丁目三五番地一四	鈴木浩司	塩竈市松陽台三丁目一七番一四号	遠藤康治
黒川郡大和町吉岡字上道下三八番地の二	支倉政則	仙台市青葉区西勝山五番六	菅原常
仙台市宮城野区宮千代三丁目七番地の二	三浦昭市	大崎市古川中里五丁目四番二〇	千葉秀子
大崎市古川駅南一丁目一七番地	高橋浩美	黒川郡富谷町ひより台一丁目一五番地一一	佐藤真二

○宮選管告示第百二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

平成二十七年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

選挙区	場 所	日 時
白石・刈田	柴田郡大河原町字南一二九番地一 宮城県大河原合同庁舎	平成二十七年十月二十七日 午前九時
角田・伊具	柴田郡大河原町字南一二九番地一 宮城県大河原合同庁舎	平成二十七年十月二十七日 午前十時
柴田	柴田郡大河原町字南一二九番地一 宮城県大河原合同庁舎	平成二十七年十月二十七日 午前十一時
名取、岩沼、亶理	仙台市太白区長町七丁目二二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所	平成二十七年十月二十七日 午前十時
青葉	仙台市青葉区上杉一丁目二番三三三 宮城県自治会館	同
太白	仙台市青葉区上杉一丁目二番三三三 宮城県自治会館	平成二十七年十月二十七日 午前十一時
宮城野、若林、泉、黒川	仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号 宮城県仙台合同庁舎	平成二十七年十月二十七日 午前十時
塩釜	塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所	平成二十七年十月二十七日 午前九時
多賀城・七ヶ浜	塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所	平成二十七年十月二十七日 午前十時
宮城	塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所	平成二十七年十月二十七日 午前十一時
栗原、大崎	大崎市古川旭四丁目一番一 宮城県大崎合同庁舎	平成二十七年十月二十七日 午前十時
加美、遠田	大崎市古川旭四丁目一番一 宮城県大崎合同庁舎	平成二十七年十月二十七日 午前十一時
石巻・牡鹿	石巻市東中里一丁目四番三三三 宮城県石巻合同庁舎	平成二十七年十月二十七日 午前十時
登米	石巻市東中里一丁目四番三三三 宮城県石巻合同庁舎	平成二十七年十月二十七日 午前十時三十分
東松島	石巻市東中里一丁目四番三三三 宮城県石巻合同庁舎	平成二十七年十月二十七日 午前十一時
気仙沼・本吉	気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六 宮城県気仙沼合同庁舎	平成二十七年十月二十七日 午前十時

○宮選管告示第百二十五号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出することのできる金額は次のとおりである。

平成二十七年十月十六日

宮城県選挙管理委員会
委員長 菊 地 光 輝

選挙区	支出金額の制限額	選挙区	支出金額の制限額
選挙区	六、七三六、二〇〇円	選挙区	六、八五〇、六〇〇円
青葉選挙区	六、七三六、二〇〇円	岩沼選挙区	六、八五〇、六〇〇円
宮城野選挙区	七、〇七六、五〇〇円	登米選挙区	六、七七四、二〇〇円
若林選挙区	六、八九〇、七〇〇円	栗原選挙区	六、四三六、四〇〇円
太白選挙区	六、九六七、五〇〇円	東松島選挙区	六、六〇九、六〇〇円
泉選挙区	六、八二八、六〇〇円	大崎選挙区	六、一八九、三〇〇円
石巻・牡鹿選挙区	六、〇五六、八〇〇円	柴田選挙区	六、七四五、六〇〇円
塩釜選挙区	五、八四七、一〇〇円	亶理選挙区	七、一四九、六〇〇円
気仙沼・本吉選挙区	五、七九六、四〇〇円	宮城選挙区	七、三五一、六〇〇円
白石・刈田選挙区	五、六四六、五〇〇円	黒川選挙区	六、九四九、八〇〇円
名取選挙区	六、四二〇、六〇〇円	加美選挙区	六、一二一、五〇〇円
角田・伊具選挙区	七、〇五四、四〇〇円	遠田選挙区	六、八五九、二〇〇円
多賀城・七ヶ浜選挙区	六、六四四、九〇〇円		

○宮選管告示第百二十六号

平成二十七年十月十五日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一六一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三八、五〇三

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七九、七三一	岩沼選挙区	一一、八五〇
宮城野選挙区	五一、〇二八	登米選挙区	二三、〇八六
若林選挙区	三六、〇三二	栗原選挙区	二〇、三七三
太白選挙区	六一、五九五	東松島選挙区	一〇、八八二
泉選挙区	五八、八〇六	大崎選挙区	三六、七七五
石巻・牡鹿選挙区	四三、三〇九	柴田選挙区	二二、八五六
塩釜選挙区	一五、六三九	亘理選挙区	一三、〇五一
気仙沼・本吉選挙区	二二、八四八	宮城選挙区	一三、八六二
白石・刈田選挙区	一四、〇二八	黒川選挙区	二四、四九六
名取選挙区	二〇、二四五	加美選挙区	八、九三二
角田・伊具選挙区	一一、六六八	遠田選挙区	一一、八八五
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、〇四八		

○宮選管告示第百二十七号

平成二十七年十月十五日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十七年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三八、五〇三

○宮選管告示第百二十八号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（次の選挙区）における開票の事務を遂

行の事務に併せて行わないものとする。

平成二十七年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

青葉選挙区、宮城野選挙区、若林選挙区、太白選挙区、泉選挙区、塩釜選挙区、名取選挙区、岩沼選挙区、登米選挙区、栗原選挙区、東松島選挙区、大崎選挙区

○仙青選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（青葉選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙青葉選挙区

選挙長 菅 原 慶 弘

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

宮城県自治会館

○仙宮選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（宮城野選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙宮城野選挙区

選挙長 阿 部 義 弘

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○仙若選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（若林選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙若林選挙区

選挙長 木 村 好 紀

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○仙太選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（太白選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙太白選挙区

選挙長 菅 原 慶 弘

仙台市青葉区上杉二丁目二番三号

宮城県自治会館

○仙泉選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（泉選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙泉選挙区

選挙長 奥 山 満 男

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○石牡選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（石巻・牡鹿選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙石巻・牡鹿選挙区

選挙長 春 日 一 良

石巻市東中里一丁目四番三二号

宮城県石巻合同庁舎

○塩選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（塩釜選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙塩釜選挙区

選挙長 鈴 木 浩 司

塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜国税事務所

○気本選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（気仙沼・本吉選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙気仙沼・本吉選挙区

選挙長 吉 田 信 三

気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六

宮城県気仙沼合同庁舎

○白刈選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（白石・刈田選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙白石・刈田選挙区

選挙長 馬 場 正 幸

柴田郡大河原町字南一二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

○名選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（名取選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙名取選挙区

選挙長 大 槻 基

仙台市太白区长町七丁目二番二〇号

宮城県仙台南県税事務所

○角伊選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（角田・伊具選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙角田・伊具選挙区

選挙長 鈴 木 晃 一

柴田郡大河原町字南一二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

○多七選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（多賀城・七ヶ浜選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙多賀城・七ヶ浜選挙区

選挙長 鈴木 浩 司

塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

○岩選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（岩沼選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙岩沼選挙区

選挙長 菅 野 勝 巳

仙台市太白区長町七丁目二二番二〇号

宮城県仙台南県税事務所

○登選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（登米選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙登米選挙区

選挙長 春 日 一 良

石巻市東中里一丁目四番三二号

宮城県石巻合同庁舎

○栗選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（栗原選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙栗原選挙区

選挙長 高 橋 浩 美

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○東選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（東松島選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙東松島選挙区

選挙長 春 日 一 良

石巻市東中里一丁目四番三二号

宮城県石巻合同庁舎

○大選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（大崎選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙大崎選挙区

選挙長 三 浦 昭 市

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○柴選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（柴田選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙柴田選挙区

選挙長 太 田 匡 美

柴田郡大河原町字南一二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

○巨選告示第一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（巨理選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙巨理選挙区

仙台市太白区長町七丁目二番一〇号
 選挙長 大 村 広 興
 宮城県仙台南県税事務所
 ○宮選告示第一号
 平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員（宮城選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。
 平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙（宮城選挙区）
 選挙長 鈴木 浩 司

塩竈市錦町五番二八号
 宮城県塩釜県税事務所
 ○黒選告示第一号
 平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員（黒川選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。
 平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙（黒川選挙区）
 選挙長 支 倉 政 則

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号
 宮城県仙台合同庁舎
 ○加選告示第一号
 平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員（加美選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。
 平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙（加美選挙区）
 選挙長 三 浦 昭 市

大崎市古川旭四丁目一番一号
 宮城県大崎合同庁舎
 ○遠選告示第一号
 平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員（遠田選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。
 平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙（遠田選挙区）
 選挙長 木 村 好 紀

大崎市古川旭四丁目一番一号
 宮城県大崎合同庁舎
 ○仙青選告示第二号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（青葉選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
 平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙青葉選挙区
 選挙長 菅 原 慶 弘

一 場 所 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館
 二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○仙宮選告示第二号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（宮城野選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
 平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙宮城野選挙区
 選挙長 阿 部 義 弘

一 場 所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号 宮城県仙台合同庁舎
 二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○仙若選告示第二号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙（若林選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
 平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙若林選挙区
 選挙長 木 村 好 紀

一 場 所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号 宮城県仙台合同庁舎
 二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○仙太選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(太白選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙太白選挙区

選挙長 菅 原 慶 弘

一 場 所 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

宮城県自治会館

二 日 時 平成二十七年十月二十二日

午後五時

○仙泉選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(泉選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙泉選挙区

選挙長 奥 山 満 男

一 場 所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日

午後五時

○石牡選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(石巻・牡鹿選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙石巻・牡鹿選挙区

選挙長 春 日 一 良

一 場 所 石巻市東中里一丁目四番三三号

宮城県石巻合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日

午後五時

○塩釜選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(塩釜選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙塩釜選挙区

選挙長 鈴 木 浩 司

一 場 所 塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

二 日 時 平成二十七年十月二十二日

午後五時

○気本選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(気仙沼・本吉選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙気仙沼・本吉選挙区

選挙長 吉 田 信 三

一 場 所 気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六

宮城県気仙沼合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日

午後五時

○白刈選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(白石・刈田選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙白石・刈田選挙区

選挙長 馬 場 正 幸

一 場 所 柴田郡大河原町字南二二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日

午後五時

○名取選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(名取選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙名取選挙区

選挙長 大 槻 基

一 場 所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号

宮城県仙台南県税事務所

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○角伊選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(角田・伊具選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙角田・伊具選挙区

選挙長 鈴木 晃 一

一 場 所 柴田郡大河原町字南一二九番地一 宮城県大河原合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○多七選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(多賀城・七ヶ浜選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙多賀城・七ヶ浜選挙区

選挙長 鈴木 浩 司

一 場 所 塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩竈釜釜県事務所

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○岩選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(岩沼選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙岩沼選挙区

選挙長 菅 野 勝 巳

一 場 所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県事務所

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○登選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(登米選挙区)における選挙立会人のくじ

は次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙登米選挙区

選挙長 春日 一 良

一 場 所 石巻市東中里一丁目四番三三号 宮城県石巻合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○栗選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(栗原選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙栗原選挙区

選挙長 高橋 浩 美

一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○東選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(東松島選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙東松島選挙区

選挙長 春日 一 良

一 場 所 石巻市東中里一丁目四番三三号 宮城県石巻合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○大選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(大崎選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙大崎選挙区

選挙長 三浦 昭 市

一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一 宮城県大崎合同庁舎
二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○柴選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(柴田選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙柴田選挙区

選挙長 太 田 匡 美

一 場 所 柴田郡大河原町字南二二九番地一 宮城県大河原合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○巨選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(巨理選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙巨理選挙区

選挙長 大 村 広 興

一 場 所 仙台市太白区長町七丁目二二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○宮選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(宮城選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙宮城選挙区

選挙長 鈴 木 浩 司

一 場 所 塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○黒選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(黒川選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙黒川選挙区

選挙長 支 倉 政 則

一 場 所 仙台市青葉区堤通兩宮町四番一七号 宮城県仙台合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○加選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(加美選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙加美選挙区

選挙長 三 浦 昭 市

一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一 宮城県大崎合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時

○遠選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙(遠田選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
平成二十七年十月十六日

宮城県議会議員一般選挙遠田選挙区

選挙長 高 橋 浩 美

一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一 宮城県大崎合同庁舎

二 日 時 平成二十七年十月二十二日 午後五時